

後期高齢者医療制度のお知らせ

～令和6年度の保険料などについて～

【問合せ】

- 国保課徴収係 ☎32-2214
- 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601

保険料率が変わりました

被保険者の皆様にお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっています。令和6・7年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

	令和4・5年度	令和6・7年度
均等割 (被保険者が等しく負担)	年間 51,892円	年間 52,953円 (1,061円増)
所得割 (被保険者の所得に応じて負担)	年間 10.98%	年間 11.79% (0.81ポイント増)
賦課限度額 (1年間の保険料の上限額)	年間 66万円	年間 80万円 (14万円増)

※「令和6年3月末日までに75歳に到達して資格取得した方」および「障がい認定で資格取得した方」については、令和6年度の賦課限度額を73万円とします。

保険料の計算方法(令和6年度)

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計の金額で計算します。

均等割 【1人当たり保険料】 52,953円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (令和5年中の所得-最大43万円) ×11.79%	=	1年間の保険料 【限度額80万円】 (100円未満切捨)
--	---	---	---	---

- ▶ 1年間の保険料の上限額は、80万円になります。
- ▶ 所得の少ない人は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。
- ▶ 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ▶ 前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。



保険料の軽減(令和6年度)



①均等割の軽減

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 昭和34年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

- 給与等の収入金額が55万円を超える方
- 公的年金の収入金額が60万円(65歳未満)、125万円(65歳以上)を超える方

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	軽減割合	年間の均等割額	前年度比
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	7割	15,885円	約318円増
43万円+(29万5千円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	5割	26,476円	約530円増
43万円+(54万5千円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	2割	42,362円	約849円増

②被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ、均等割が5割軽減となります。

(52,953円→26,476円)

※被用者保険とは、協会けんぽなど、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険などは含まれません。



年に1回

国保特定健診・ 後期高齢者健診を受けましょう



国保特定健診・後期高齢者健診は、国が定めた年に1回の健康診断です。

健診を受けることで、病気の兆候がないという安心や無症状の病気の早期発見、早期治療につながります。

医療機関にかかっている方も、かかっていない方も健診を受けてください。

医療機関にかかっている場合、普段は調べない検査が受けられたり、血液検査の一部が無料になったりします。

STEP 1 電話で予約



詳細は、受診券に同封のチラシをご覧ください。

あかびら市立病院	☎32-3211
佐々木内科クリニック	☎32-5516
平岸病院	☎38-8331
勤医協芦別平和診療所	☎0124-22-2685
滝川市立病院	☎22-4311
おおい内科循環器クリニック	☎23-8880
札幌がん検診センター	☎011-748-5522
北海道健康管理センター	☎011-200-4811
旭川がん検診センター	☎0120-972-489

STEP 2 受診する



持参する物

- 保険証(マイナンバーカード)
- 健診受診券 ● 質問票

検査内容

医師の診察、身長・体重・腹囲測定・血液検査(血糖、血中脂質、肝機能など)、尿検査(糖、タンパク)

STEP 3 結果を受け取る

健診結果票は、各医療機関・健診機関から郵送され、2週間～1カ月程でお手元に届きます。

受診された方にお得な特典!

健診結果票を医療保険係へご持参ください。次のプレゼントをお渡しします。

- ❑ 受診された方全員に「燃やせるごみ袋20リットル10枚」
- ❑ 令和5年度と6年度の2年連続で受診された方にはさらに「生ごみ袋1.5リットル40枚」

※代理の方でもお受け取りできます。
※受け取り期限は令和7年4月までとなります。



がん検診も受けることができます

下記の医療機関・健診機関で、特定健診・後期高齢者健診と同時にがん検診も赤平市の補助で受けることができます。各医療機関・健診センター、健康づくり推進係(☎32-5665)にお問い合わせください。

あかびら市立病院	☎32-3211
札幌がん検診センター	☎011-748-5522
旭川がん検診センター	☎0120-972-489

窓口での世帯主の確認、代理人の確認を行なっています

国民健康保険の申請などの際、世帯主の確認と被保険者の確認を行なっています。世帯主(本人)確認に必要なものは、下記のとおりです。(いずれも有効期限内のものに限る)

- マイナンバーカード
- 運転免許証
- パスポート
- 身体障害者手帳



または

- 公的医療保険の被保険者証(健康保険証)
 - 介護保険被保険者証
 - 年金手帳など官公庁が発行したもの
- など写真の付いていないものは2点

代理人が手続きされる場合、上記のほか代理人の方の身元確認できるものが必要となります。

後期高齢者医療も同様に、本人確認・代理人の確認を行なっています。